

「2024年度における環境調査の結果等について【山梨県】」（提出日：2025. 6. 26）に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日:2026. 3. 31)	事業者の対応方針
1	<p>年次報告は、工事が長期にわたることから、中間報告までの3年間を待たず、調査結果を検証し、必要があれば速やかに環境保全措置の改善等を図ることで、住民との信頼関係の構築、社会的合意形成に資するため公表される書類であると認識している。</p> <p>しかし、年次報告には、当該報告が事後調査計画に基づいて報告している旨が記載されているのみである。</p> <p>については、今後の年次報告には、その意義が伝わるよう、事後調査計画で中間報告を行わない年度に県へ年次報告することとした理由を本文中に明記すること。</p>	<p>・リニア中央新幹線の事業の実施にあたっては、環境の保全に十分配慮して計画を進めることが重要であり、出来る限り環境影響の回避または低減を図っていきます。中央新幹線建設工事の実施にあたっては、評価書に基づいて実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングなどの環境保全に係る具体的な計画について取りまとめ、関係自治体に送付・公表するとともに、山梨県内工事に係る実施状況等については、山梨県環境影響評価条例（以下「条例」といいます。）第四十六条に基づく中間報告書及び完了報告書に含めて報告することとしています。</p> <p>・中間報告書については、その記載内容については条例第三十八条第一項に基づき『評価書に記載された環境影響評価の項目に係る環境の状況及び環境の保全のための措置の実施の状況(評価書に記載された内容との比較を含む。)]を含む構成としています。またその報告頻度については条例第三十八条第二項に基づき、事前の山梨県との協議を踏まえ3年に1回の頻度で取りまとめています。一方、年次報告については、工事が長期にわたるため、当該年度に実施した調査の結果等について、事業者の自主的な取り組みとして中間報告を行わない年度に年次報告書として取り纏め、関係自治体に送付・公表しています。</p> <p>・これらの年次報告の目的等については、年次報告書の第1章に従前から以下のように記載しています。</p> <p>「本書は、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」（以下、「評価書【山梨県】）」及び「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」に基づく事後調査計画書（平成26年11月）」（以下、「事後調査計画書」という。）に基づいて、2024年度に実施した事後調査及びモニタリング、環境保全措置の実施状況について取りまとめ、報告するものである。</p> <p>なお、中央新幹線（品川・名古屋間）のうち山梨県内の区間については、山梨県環境影響評価条例に基づく対象事業実施中間報告書を3年に1回の頻度で取りまとめる。本年度は中間報告書を作成しない年度に当たることから、事業者の取り組みとして年次報告を取りまとめ、報告する。」</p>
2	<p>考察（調査結果の検証）に当たっては、評価書の予測値と実測値の比較や工事前後の状況の比較も踏まえ、工事による影響の有無を明らかにすること。その際、工事による影響がない場合であってもその旨を科学的に説明すること。</p> <p>また、予測値と実測値の乖離している場合など、問題の発生が疑われる際は、調査方法や予測、環境保全措置の見直し・改善の要否について説明すること。</p>	<p>・「考察（調査結果の検証）」については、条例第四十六条に基づき作成公表している中間報告書の「環境保全のための措置の再検討」の章にて、事後調査結果と評価書の予測に相違が生じた場合の原因及び工事による影響の有無を踏まえて環境保全措置の必要性を検討しています。</p> <p>・一方、年次報告書は、前項回答のとおり、中間報告書を作成・公表しない年度において、事業者の自主的な取り組みとして、事後調査及びモニタリングの結果や環境保全措置の実施状況を記載し、自治体へ送付・公表しているものであり、本事業の状況及び調査結果を年度ごとに分かりやすく取りまとめています。</p> <p>・なお、事後調査及びモニタリングを行う中で工事の影響が疑われるような調査結果を得た場合には、区分土仮置き場の観測井での水質基準値超過で対応した事例もありますが、年次報告や中間報告による報告のタイミングを待たず、速やかに関係行政へ報告するとともに、科学的・定量的に原因調査を実施した結果や対応等を取りまとめ、別途報告を行っています。また、2024年度年次報告書においても、当該年度に係るものをまとめて記載していますが、今後とも同様に対応していきます。このような随時の対応を行っていることを、今後の年次報告書の冒頭に記載することとします。</p>